

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の再交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）10条3項の規定に基づいて、令和4年10月14日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の再交付決定処分のうち、請求人の心臓機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、より上位の等級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、より上位の等級が妥当であるとして、本件処分の変更を求めている。

ペースメーカーを植え込み後、常に体調に注意し生活しているが、年々心臓の鼓動等が異常に早くなる。階段の上り下り、軽運動の際もすぐに心臓の鼓動が早くなり、息切れ状態が続く状態である。また、立ち眩み等も顕著に発生するため、日常生活には多大な障害が発生している状況である。

年金事務所での障害についての再審査があり、従前と同様の３級にて認定され、継続している。

よって、２級又は３級での再審査を検討していただきたい。

第４ 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定を適用し、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和５年１０月１９日	諮問
令和５年１２月 １日	審議（第８４回第１部会）
令和６年 １月１２日	審議（第８５回第１部会）
令和６年 ２月１９日	審議（第８６回第１部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 法令等の定め

(1) 障害程度の再認定と手帳の再交付

ア 法施行令６条１項は、法１５条４項の規定により手帳を交付する場合に、知事は、その障害程度に変化が生じることが予想される等必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、法１７条の２第１項の規定による市町村の診査を受けるべき旨を、申請者に対して文書で通知しなければならないとする。

法施行令７条は、法１７条の２第１項の規定による診査を行った市町村長（法９条８項の規定により、区長を含む。以下同じ。）は、当該診査により手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、その旨を当該手帳の交付を受けた者の居住地の知事に通知しなければならないとし、さらに、法施行

令 10 条 3 項は、知事は、法施行令 7 条の規定による通知により手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付した手帳と引換えに、その者に対し新たな手帳を交付することができるとする。

イ　ところで、法施行令 10 条 1 項の規定により、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者は、知事に対し、手帳の再交付の申請をすることができるが、その場合の申請には、法 15 条 1 項及び 3 項に規定する医師の診断書・意見書を添付すべきことが定められており（法施行規則 7 条 1 項において準用する 2 条 1 項）、同条項の趣旨からして、提出された診断書・意見書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

一方、本件のように、法施行令 10 条 3 項の規定による手帳の再交付の場合は、同条 1 項の規定により手帳の再交付を受けようとする者からの申請に基づくものではないが、その障害程度に重大な変化が生じたと認める知事の認定においては、やはり同様の医師の診断書・意見書に基づく判断を行うべきものと考えられる。

このことからすると、法施行令 10 条 3 項の規定による場合における手帳の再交付に係る障害程度の再認定について、処分庁が判断を行うに当たっては、市町村長からの法施行令 7 条による通知及び上記医師の診断書・意見書の内容を基に、これを総合的に考慮して行われるべきものであると解される。

(2) 障害等級の認定

ア　認定基準・等級表

法施行規則 5 条 1 項 2 号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条 3 項は、障害の級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに障害の級別（障害等級）が定められている。

なお、等級表のうち、本件障害に関するものとして、心臓機能

障害に係る部分のみを抜き出してみると、以下の表のとおりのも
のとなる。

級別	心臓機能障害
1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が 極度に制限されるもの
3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著 しく制限されるもの
4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著し く制限されるもの

イ 東京都における規則と認定基準

東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げる
ものに該当するか否か、及びこれに該当する場合における障害の
種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行
うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成 12 年東京都
規則第 215 号。以下「都規則」という。）を制定し、さらに都規
則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」

（平成 12 年 3 月 31 日付 11 福心福調第 1468 号。以下「認
定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身
体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準について
は、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定してお
り（同解説を、以下「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に
対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載
する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして、心
臓機能障害でペースメーカー植え込みに係るものについて記載され
ている部分を示すと、別紙 2 のとおりである。

2 本件処分の検討

そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は
不当な点がないかどうか、以下検討する。

- (1) 等級表解説では、心臓機能障害について、ペースメーカーを植え込
んだものについては、当該植え込みから 3 年以内に再認定を行うと

されているところ（別紙２・第４・３・(4)）、請求人は令和元年７月２２日にペースメーカーを植え込んでいることが認められることから（別紙１・Ⅰ・④）、本件障害の程度を判断するに当たっては、令和元年８月２２日の手帳の初回交付時に用いられた植え込み直後の判断基準ではなく、再認定の際の判断基準（別紙２・第４・３・(4)・イ）に基づき行うことになる。

そして、身体活動能力におけるメッツの値が４以上である場合には、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」として等級表４級に該当する障害とされているところ（別紙２・第４・１・(3)及び同３・(4)・イ・c）、本件診断書には、請求人の身体活動能力（運動強度）は４．０メッツであるとの記載が認められ（別紙１・Ⅱ・９）、障害等級についての本件医師の参考意見として４級相当と記載されている（別紙１・Ⅲ）ことからすれば、本件障害の程度は、等級表４級に該当するものと認められる。

また、本件診断書上、「臨床所見」で「有・無」を選択する項目は、「息切れ」が「有」とされているものの、動悸、呼吸困難等の他の６項目は「無」とされ、心拍数、脈拍数及び血圧は記載がなく、心音は「雑音なし」とされている。「胸部エックス線所見」は「心胸比３９．６」（正常値）であり、「心電図所見」は、全て「無」とされるか記載がない（別紙１・Ⅱ・１ないし３）。その他、本件障害が、等級表解説の１級及び３級として定める心臓機能障害（別紙２・第４・１・(1)及び(2)）に該当する所見は認められない。

さらに、等級表解説では、診断書の「活動能力の程度」の欄と等級の関係について「イ又はウ」に該当する場合は、等級表の４級相当とされているところ（別紙２・第４・１の（注））、本件診断書の活動能力の程度は、「ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの」とであると記載されていること（別紙１・Ⅱ・６）からも、等級表の４級に該当するものと認められる。

(2) 以上のとおり、本件診断書について、認定基準及び等級表解説に

照らして総合的に判断すると、本件障害は、「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)及び「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)のいずれにも至っているとは認められず、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)として、障害等級4級と判断するのが相当である(別紙2・第4・1・(3)・ウ)。

したがって、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、年々心臓の鼓動等が異常に早くなり、息切れ状態が続き、立ち眩み等も顕著に発生するため、日常生活には多大な障害が発生している状況であると主張する。

しかし、障害等級の認定に係る総合判断は、上記1・(1)・イに述べたとおり、医師の診断書・意見書の内容に基づいてなされるべきものであり、本件診断書の記載内容を総合して判断すれば、請求人の障害程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級4級と認定することが相当であることは上記2のとおりであって、本件処分における処分庁の判断は適切なものであると認められる。

なお、請求人は、年金事務所での障害の審査は3級に認定されているとも主張するが、障害年金の等級と手帳の等級とには、障害の程度(等級)に対応関係がないことから、請求人の障害年金の等級が3級だとしても、本件障害の障害等級を4級と認定した本件処分の合理性を左右するものではない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋 滋、千代田 有子、川合 敏樹

別紙 1 及び別紙 2 (略)